

くらしの安心情報

情報ファイル NO.101

平成 22 年 12 月 10 日

インターネットの広告を見て「月 39 万円を確実に得る情報」を購入しましたが、実際は収入にならないので返金してほしいのですが…。

相談内容

【相談者 40 代 男性】

インターネットのサイトを検索し、「月 39 万円の収入が確実に得られる方法を教えてください!全額返金保証!」という情報商材()の広告を見つけ申込みました。代金 8 万円を振込み、商品である情報をダウンロードしたところ「オークションで転売して稼ごう!」という内容でした。一ヵ月やってみたが収入になりませんでした。返金してほしいのですが…。

()インターネットの通信販売を通じて売買される「 円の収入が得られる方法」「必ずモテる方法」等の、一般にはあまり知られていない情報や自分の経験談に基づく情報のことで、PDF ファイルや冊子、DVD 等で提供されるもの。

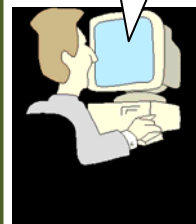
対処方法

情報商材に関する相談には、「情報の内容が、購入し中身を見るまでわからない」「利益や効果が確実であるかのような表示がみられる」「情報の内容が現実的でない」などの問題点があります。

この相談のように、重要事項について事実と異なることを言われたり、将来の変動が不確実な事項を断定的に言われて勧誘され、誤認して契約した場合は、契約の取消しを主張できます(消費者契約法)。

- ・ 相談者には、勧誘方法等に問題があるので、契約を取消し、支払った代金を返金するよう書面で通知することを助言しました。
- ・ 情報商材の購入は、広告に注意し慎重に検討すること、返金保証があるからと言って、安易に契約しないこと、購入前に販売者の連絡先等を確認することが大切です。
- ・ 万一トラブルにあったら、一人で悩まないで、早めに市町村相談窓口、県消費生活センターにご相談ください。

絶対儲かる情報
8万円を提供!



発行: くらしの安心ネットとやま (事務局: 富山県消費生活センター)

ご相談は...

TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) FAX: 076 - 431 - 2631

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766 - 25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)

FAX: 0766 - 25 - 2890